

# 交通死亡事故が 連続して発生しています!!

## 交通死亡事故根絶総決起大会を開催

交通死亡事故根絶総決起大会（粕屋警察署、粕屋地区交通安全協会など主催）が、4月23日（水）にアザレアホール須恵で行われました。粕屋署管内では、同月になって2件で2人の交通死亡事故が発生（同日現在）し、交通事故による死者数が3人（前年同期比2人増）となりました。このため、同大会を開催することにより地域住民の交通安全意識の高揚を図り、交通死亡事故をなくすことを目的に行われたものです。



「交通事故は人のミスで起こっています」と話す高山氏

大会は、同地区内から約250人が参加して、交通死亡事故犠牲者への黙とうや基調講演がありました。講演を行なった、県警本部交通企画課管理官の高山勲氏は「交通事故は人為的ミスで起こっています。信号無視やスピード違反など交通ルールが守られていません。道路はみんなの共有物ですが、自分のものと思っている人が多いようです。」と話されていました。また、同ホール前で行われた特別取締り出動式では、参

加者が見守る中で、交通機動隊員が同署長に出発の申告を行い、パトカー10台に分かれて取締りに出動していきました。

### 粕屋郡内町別事故状況（4月末現在概数）

区分	須恵町	宇美町	志免町	粕屋町	篠栗町	久山町	新宮町	計
発生件数	59	53	141	169	69	35	95	621
前年比	+1	-2	-9	+10	+21	-6	-7	+8
死者数	1	0	0	0	2	0	0	3
前年比	+1	±0	-1	±0	+2	±0	±0	+2
傷者数	70	61	190	223	83	44	124	795
前年比	-3	-3	+13	+17	+23	-12	-26	+9

## 覚えていますか？ 信号の意味

- ▼青色の灯火  
歩行者は進むことができます。
- ▼黄色の灯火  
歩行者は横断を始めてはいけません。横断中の人は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。車や路面電車は、停止位置を越えて進んではいけません。
- ▼赤色の灯火  
歩行者は、横断してはいけません。
- 車や路面電車は、停止位置を越えて進んではいけません。



交通死亡事故の根絶を願って特別取締りに出動するパトカー

申告が必要ですよ!

## 平成19年に所得が減って 所得税が課されなくなった人

申告期間 7月1日（火）～31日（木）  
申告先 平成19年1月1日現在お住まいの市区町村

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けて、所得税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける人については、すでに納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要です。

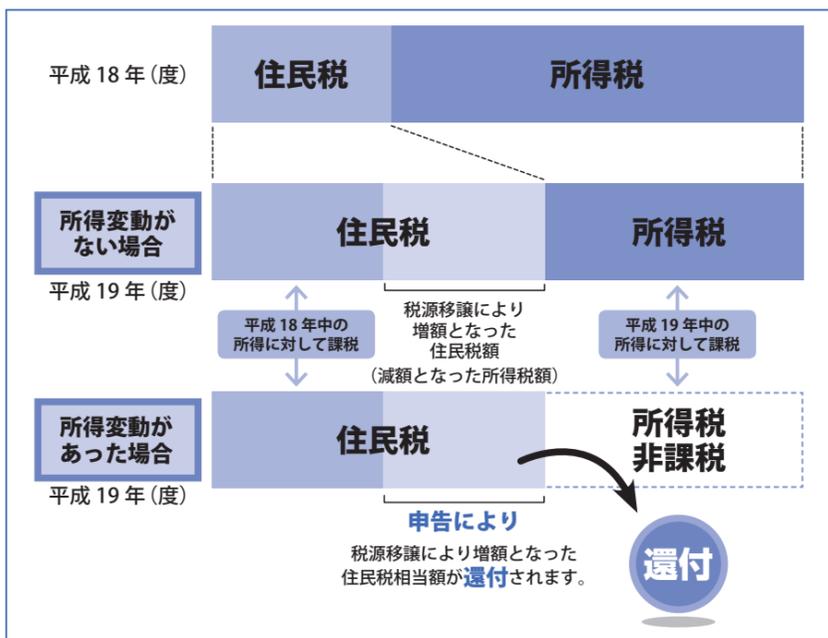
申告の際は、平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村に減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された人は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。

### 問合せ先

役場税務課

☎932・1151

(内線131・132)



### 所得変動のモデルケース ・夫婦 給与収入 500万円の場合 ・

(単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合計	350,000	350,000

平成19年の収入が減少した場合

還付されます!

	平成19年(度) 収入なし		差 額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くなられた人や海外へ転出されて、平成20年1月1日現在国内に居住されていない人には、この経過措置は適用されません。  
※この経過措置の対象となる人は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額）以上になる人に限られます。したがって、寄附金控除などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなったり人には、この経過措置は適用されません。